

千葉市公告第798号

千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号）第15条第1項第7号の規定により千葉市下水道指定排水設備工事業者を次のとおり取消したので、同規則第19条第1項第2号の規定により公告します。

令和2年12月15日

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 指定取消排水設備工事業者  
有限会社 環境クリーンサービス（千葉市若葉区御殿町2245番地18）
- 2 指定取消日  
令和2年12月14日
- 3 取消理由  
指定排水設備工事業者辞退届（様式第8号）が提出されたため